

特許審査迅速化の中・長期目標を達成するための平成19年度実施計画

平成19年5月

特 許 庁

1. はじめに

特許審査迅速化については、16 年5月、「知的財産推進計画2004」において、審査順番待ち期間を「最終的にはゼロとする」ことを目指して、「ピークを迎える5年後(中期目標(2008 年))においても 20 ヶ月台に留めるとともに、10 年後(長期目標(2013 年))には、世界最高水準である 11 ヶ月を達成」することが定められた。また同時に、同計画では、この目標を達成するための毎年度の実施計画を策定することとされており、これを受け、特許庁では、16 年度以降、毎年実施計画を策定し、審査体制の強化や先行技術文献調査のアウトソーシングの拡充等の審査処理の促進(OUT対策)、出願・審査請求構造の適正化(IN対策)等の総合的な施策の実施に努めてきたところである。さらに、17 年 12 月に経済産業大臣を本部長とする「特許審査迅速化・効率化推進本部」を立ち上げ、本年1月には同本部において「イノベーション促進のための特許審査改革加速プラン 2007」を策定した。

知的財産立国の早期実現に向け、引き続き特許審査迅速化を確実に実行していくため、18 年度の実施計画の達成状況、「知的財産推進計画2007」及び「イノベーション促進のための特許審査改革加速プラン 2007」を踏まえつつ、19 年度の実施計画を定めることとする。

2. 目標

審査請求期間を7年から3年に短縮した特許法改正(13 年 10 月施行)の影響により16 年以降大幅に増加した審査請求の処理にあたることとなるため、当面審査順番待ち期間の長期化が避けられない状況となっている。

このような状況にある中で、上記の中・長期目標を達成するためには、可能な限りの施策を早期かつ確実に実施することが不可欠である。

中・長期目標達成に向けた4年目である今年度においても、以下の施策を積極的に展開していくことにより、特許出願の一次審査を昨年度を上回る 31 万3千件(昨年度約 29 万6千件)行い、これにより、特許出願の審査順番待ち期間を 28 ヶ月台(昨年度約 26.7 ヶ月)にとどめることを目指す。

3. 具体的取組

(1) 審査迅速化・効率化に向けた更なる取組

① 任期付審査官の増員など、必要な審査官の確保

20 年度に向けて、引き続き、必要な審査官及び任期付審査官の確保に努める(16 年度から

20 年度までの5年間で、約 500 名の任期付審査官の確保に目処をつける)。

②先行技術文献調査の民間外注の拡大

先行技術文献調査の外注について、登録調査機関の受容能力に応じ、18 年度 19 万7千件から 19 年度 20 万9千件以上に拡大するとともに、そのうち審査効率の高い対話型外注について、18 年度 15 万7千件から 19 年度 16 万7千件以上に拡大する。

(2)特許審査の質の維持・向上

①審査に関する品質管理体制の強化

特許審査の迅速化を図りつつ、その質の維持・向上を実現するため、特許庁に 19 年4月に設置した「品質監理室」において、技術分野横断的な品質管理の手法を整備し、審査官に品質の分析結果をフィードバックするなど、品質管理体制を強化する。また、主要国特許庁間で特許審査の品質管理手法について意見交換を行い、我が国特許庁の品質管理にも活用する。

②先行技術文献調査精度の一層の向上

19 年度内に、出願が増加している光ディスク、フラットパネルディスプレイなど重要技術4分野について、学術文献等 DB を構築し、先行技術文献調査の一層の迅速化・精度向上を図る。

(3)企業における戦略的な知財管理の促進

①出願・審査請求構造の改革

1) 出願内容の事前チェックの徹底

研究開発効率の向上、事業リスク低減の観点から、出願前、審査請求前に、適時適切な先行技術調査を行い、特許となる審査請求の比率を高めるよう慫慂することを通じ、18 年において 48.5%となっている我が国の国内出願の特許査定率について、全体で、海外にも出願する国内出願や欧米における出願並みの数値(17 年:55%~60%)の実現を目指す(特許査定率 2割向上)。

2) 世界的視野での出願戦略の推進

海外事業戦略の強化、意図せざる技術流出防止の観点から、国内における出願を厳選するとともに、海外にも出願する出願の割合を増やすよう慫慂する。その結果、日本全体で、海外への出願比率3割の実現を目指す(17 年:22%)。

3) 実効ある社内責任体制の整備

知財戦略、事業戦略及び研究開発戦略を三位一体で推進する観点から、知財戦略に一元的に責任を有する者 CPO (Chief Patent Officer)、CIPO (Chief Intellectual Property Officer) の設置など、企業内における知財体制整備を慫慂する(一元的な管理体制)。

②トップ懇談等の着実な実施

19 年度においても、引き続き、出願上位企業を中心として、特許庁長官・特許技監と企業経営層及び業界団体との意見交換に加え、特許庁幹部と企業の知財責任者との意見交換を着実に実施する(19 年度内に合計 80 社との懇談・意見交換を行うことを目標とする)。

③「知財戦略事例集」の普及・啓発

知的財産の創造・保護・活用の各段階における管理手法、管理体制の在り方等を取りまとめ、19 年4月に公表した「知財戦略事例集」の普及、啓発を通じ、企業の知財戦略の深化と技術経営力の強化を奨励する。

④企業の知財戦略立案に資する情報提供の推進

「特許行政年次報告書 2007 年版」において、特許制度利用上位企業について、特許査定率、海外出願率等の情報を提供する。また、企業の知財戦略策定に資するよう、19 年度中に、各企業の特許出願件数や審査実績の経年情報等のデータを取得できる「特許戦略ポータルサイト」(仮称)の試行を開始する。

⑤高度な検索環境の整備

19 年度中に、特許電子図書館(IPDL)に平均検索対象ページ数が4倍増となる全文テキスト検索機能を追加する。

⑥検索エキスパートの育成の強化

産業界の要望を踏まえ、その先行技術調査能力・審査結果予測能力を高める観点から、(独)工業所有権情報・研修館において、審査官端末と同等のサーチ端末を用いて実施している研修について、19 年度から受講定員を拡大(18 年度約 180 名から 19 年度には約 330 名に拡大)するとともに、技術分野別の研修を新たに開始する。

(4)外国特許庁との協力

①特許審査ハイウェイの更なる展開

既に合意の得られたアメリカ、韓国、イギリスについてハイウェイを着実に実施するとともに、欧州特許庁、更には独、豪、加等の参加を働きかけることにより、特許審査ハイウェイのネットワーク化を目指す。

また、審査の迅速化・効率化に資するべく、19 年3月に策定した「外国特許庁の先行技術調査・審査結果の利用ガイドライン」の周知を図り、外国特許庁の先行技術調査・審査結果の利用を促進する。

②特許制度の実体的調和

18 年 11 月に日本主催による先進国会合において作成された、先願主義への統一を含む「実体特許法条約」の条約草案について、次回以降の長官級会合において議論を行い、19 年中の合意を目指す。

③三極間における出願様式の統一

18 年 11 月に合意された出願明細書様式の統一について、19 年度中に、三極特許庁及びユーザーによる実務上の検証を行った上で、20 年度に PCT¹規則及び国内規則の改正など必要な準備を行い、我が国においては、21 年 4 月からの運用開始を目指す。

¹ 特許協力条約 (Patent Cooperation Treaty)。複数国における特許の取得に関し、その手続を簡便かつ効率的なものとするための条約。

特許審査迅速化の中・長期目標を達成するための平成18年度実施計画の達成状況

平成19年5月

特 許 庁

1. 目標及び達成状況

18年度の実施計画においては「特許出願の一次審査を昨年度を上回る29.6万件以上行い、これにより、特許出願の審査順番待ち期間を28ヶ月以内にとどめる」ことを目標とし、その実現に努めた。

その結果、一次審査件数は、約29.6万件となり、目標をほぼ達成した。また、特許出願の審査順番待ち期間は26.7ヶ月にとどまり、計画を達成することができた。

2. 具体的取組

(1) 審査体制の強化

①審査官の大幅な増員

20年度までの5年間で約500人の任期付審査官の確保を目指し、4年目である19年度も、18年度同様98人を増員し、これにより、通常審査官を含め、18年度と比較し99人増員した。

また、18年度においても、任期付審査官が即戦力として機能できるよう、独立行政法人工業所有権情報・研修館(以下、「情報・研修館」という。)における集中的な研修やOJTを通じて、審査実務能力の早期育成に努めた。

②審査官の重点配置

審査官の審査効率を最大限発揮するため、技術分野の社会的重要性、特許審査順番待ち件数、今後の出願・審査請求動向の見通し、先行技術調査の外注状況等を踏まえて、審査官を必要な分野に重点的に配置した。

③専門補助職員の活用

技術的専門性を備えた人材を専門補助職員として所要の人員を確保し、技術説明や先行技術文献調査、特許情報検索のデータベース整備等、審査官の補助として活用した。

④ニーズに応じた柔軟な審査の充実

特に緊急に権利化することを必要とする実施関連出願や外国関連出願、中小企業による出願等について、出願人からの早期審査の要請に応じ、一次審査結果を原則9ヶ月以内に発送した。また、近年急増している国際特許出願に必要な国際調査報告の作成について、引き続き、ほぼ全件条約で定められた所定期限内に行った。

(2) 審査効率の向上

①特許審査の迅速化・効率化のための支援を強化

審査に係るシステムの稼働時間の延長、審査官の周辺業務の合理化による審査時間の効率的な活用など、特許審査の迅速化・効率化のための支援を強化した。

②先行技術文献調査の外注の拡大及び審査効率の高い外注手法への移行

先行技術文献調査の外注について、登録調査機関の受容能力に応じ、1万件の拡大(19 万7千件)を図るとともに、そのうち審査効率の高い対話型外注について、9千件の拡大(15 万7千件)を図った。

③登録調査機関制度の円滑な運用

登録調査機関への更なる参入を図るため、民間の調査機関等が登録調査機関となるために必要な手続の周知や説明会を実施するとともに、情報・研修館における登録調査機関の調査業務実施者育成研修(登録調査機関調査業務実施者になるための法定研修)の研修体制の整備を図り、18 年度中に1機関が参入した。

さらに、19 年度の先行技術調査の外注予定件数を早期に公表することにより、各登録調査機関の受容能力の拡大を促進した。

(3) 出願・審査請求に関する取組

①産業界との官民一体となった取組

出願上位企業を中心に、延べ 250 社以上の企業経営者、実務者等との間で意見交換を行うことにより、個々の業種・業態の状況に応じ、戦略的かつ質の高い知的財産の取得・管理の必要性を説明し、出願・審査請求の厳選について協力要請を行った。特に、出願内容が世界的に公開されることを踏まえて、海外にも出願する割合を全産業平均で3割以上にまで拡大すること、特許査定となる率を欧米並(55~60%)に引き上げるため、自社内外の能力を活用し十分な先行技術調査を行うことによって、特許とならない審査請求の比率を2割削減すること、特許の可否の見込みについて弁理士の助言を聴取することなどを促した。

また、知的財産戦略を事業戦略及び研究開発戦略とともに三位一体で推進するための社内体制を整備するとともに、知的財産活動の意志決定に経営の観点から企画立案し、実行していくため、知的財産戦略に一元的に責任を有する者(CIPO)の設置、企業の出願・請求構造の改革のための具体的取組の目標設定、行動計画の策定、知的財産報告書、知的資産経営報告書等を活用した戦略的な開示を通じて、企業が知的財産重視の経営戦略を推進するよう促した。

こうした取組を促進するにあたり、18 年7月、知的財産権の戦略的な取得・活用の在り方等に関し、経済産業大臣と産業界等の有識者による意見交換の場として「特許戦略懇談会」を開催した。

②日本弁理士会に対する協力要請

日本弁理士会に対して、弁理士が出願人に対して先行技術調査手法を指導すること、出願書類における先行技術情報の開示を徹底すること、出願人の出願・審査請求構造の改革に必要な専門的助言を行うこと、出願後においても権利化の必要性を踏まえた見直しについて適切な助言を行うこと、出願人が弁理士を選択する際の有益な情報を充実・公表することなどについて、協力を要請した。

また、明細書等の出願書類を作成するに当たり、技術的に簡単、明確な文言を用いて明確かつ簡潔に記載することについて、協力を要請した。

③主要企業・代理人の出願審査請求関連情報の提供

企業の業種・業態に応じた独自の知財管理への取組の充実に資するべく、特許行政年次報告書や特許庁ホームページにおいて、企業の国内外への出願状況、特許取得状況を提供した。また、出願人の利便性向上のため、弁理士の出願関連活動状況について情報提供を行った。

④出願人に対する働きかけ

出願書類における先行技術文献情報の開示(特許法第36条による義務)を徹底するよう促すとともに、自社の先行技術による拒絶など、事前の発明の評価が不十分と思われるケースについてデータの収集・分析を行い、出願人にフィードバックした。

外国への出願に当たり必要となる特許出願明細書で誤訳の発生を防止するため、説明会、解説書等を通じて、誤訳を避けるための明細書の用語や文書の平易化・明瞭化を徹底した。

⑤実用新案制度の利用促進

改正実用新案制度に関し、全国16箇所で行われた実務者向け知的財産権制度説明会等を活用し、制度の利用促進に努めた。

また、企業との意見交換の場等において、出願・審査請求の厳選等とともに改正実用新案制度の利用を促した。

⑥出願取下・放棄制度(審査請求料金一部返還制度)の利用促進

出願取下・放棄による審査請求料金一部返還制度について、全国16箇所で行われた実務者向けの知的財産権制度説明会等で説明するほか、取下・放棄を行うに際しては特許審査着手見通し時期照会の活用を促した。これにより、審査請求済案件について、事業化の見込みやコストの削減の観点を踏まえて権利取得の必要性を慎重に吟味し、審査請求料金一部返還制度を活用し不要な出願の取り下げを促した。

また、18年8月から1年間の期限付きで、本制度における返還額を全額にする、政令改正を行うとともに、企業との意見交換、上記実務者向け説明会、更には制度説明パンフレットの配布(7万5千部)を通じて、本制度の利用促進に努めた。さらに、審査着手時期見通し情報の更

新を、2005 年度の年2回から4回に増やした。

⑦出願人・代理人の貢献に対する表彰制度

発明の日(4月 18 日)における知財功労賞の表彰の一環として、産業財産権制度の発展に貢献のあった企業や弁理士を顕彰した。

⑧特定登録調査機関の参入促進に向けた広報の実施

特定登録調査機関制度について民間の調査機関等の参入を図るため、特許庁ホームページや説明会等にて、登録調査機関制度とともに特定登録調査機関制度の重要性及び関係の手続き等について、更なる周知に努めた。

(4) 特許審査迅速化に必要な基盤整備

①審査官に対する研修体制の強化

情報・研修館における研修が確実かつ効果的に行われるよう、研修基本計画の必要な見直しを行い、研修実施計画を策定した。特に、昨年度に引き続き、指導対象者(審査官補)が大幅に増加したことから、情報・研修館では審査官育成研修の効率向上を図るため、合理化・弾力化した研修カリキュラムを策定し実施した。

②先行技術調査人材等の育成

登録調査機関において、精度の高い先行技術調査が行われるよう、調査業務実施者として必要な基礎的能力の習得支援を目的とした調査業務実施者育成研修を情報・研修館において行った(18 年度受講者数:297 名)。

③特許情報等の対外提供サービス機能の強化

出願人等が先行技術情報を迅速に検索できるよう、情報・研修館の特許電子図書館(IPDL)において、検索項目の追加によるテキスト検索の際の入力機能の向上、分割出願に関する情報を提供する機能の充実、及び審査経過情報へのアクセスの容易化等を実施した。

また、審査官が有する先行技術調査ノウハウ(「特許検索ガイドブック」)について、17 分野を公表(17 年度 13 分野)するとともに、情報・研修館において、審査官が行う高度な先行技術調査ノウハウを提供する検索エキスパート研修を実施した。

さらに、情報・研修館における審査官と同等のサーチ端末を用いた産業財産権の検索・閲覧サービスを開始した。

④出願人に対する適切かつ円滑な特許出願の促進

適切かつ円滑な特許出願を促進するため、引き続き電子出願の利用を支援する出願アドバイザーの全国展開を図るとともに、知的財産権制度説明会を初心者向けとして全国 47 都道府県で 50 回、実務者向けとして全国 16 都市で 68 回開催した。

(5) 国際的な審査協力の推進

①日米欧の三極特許庁間の審査協力

三極特許庁間におけるサーチ・審査結果の相互利用に向けた三極プロジェクト等の協力を進めるとともに、制度・運用の調和に精力的に取り組んだ。

②特許審査ハイウェイの推進

海外においても簡易、迅速に権利取得ができるよう、米国との間で18年7月から特許審査ハイウェイの試行を開始した。また、韓国との間で、19年4月から日韓特許審査ハイウェイを開始し、英国との間では、19年7月から日英特許審査ハイウェイの試行を開始することに合意した。さらに、欧州特許庁、独、豪、加に対しても、特許審査ハイウェイ構想についての検討を働きかけた。

特許審査迅速化の中・長期目標を達成するための平成18年度実施計画の達成状況
(案)

平成19年5月
特 許 庁

1. 目標及び達成状況

18年度の実施計画においては「特許出願の一次審査を昨年度を上回る29.6万件以上行い、これにより、特許出願の審査順番待ち期間を28ヶ月以内にとどめる」ことを目標とし、その実現に努めた。

その結果、一次審査件数は、約29.6万件となり、目標をほぼ達成した。また、特許出願の審査順番待ち期間は26.7ヶ月にとどまり、計画を達成することができた。

2. 具体的取組

(1) 審査体制の強化

①審査官の大幅な増員

20年度までの5年間で約500人の任期付審査官の確保を目指し、4年目である19年度も、18年度同様98人を増員し、これにより、通常審査官を含め、18年度と比較し99人増員した。

また、18年度においても、任期付審査官が即戦力として機能できるよう、独立行政法人工業所有権情報・研修館(以下、「情報・研修館」という。)における集中的な研修やOJTを通じて、審査実務能力の早期育成に努めた。

②審査官の重点配置

審査官の審査効率を最大限発揮するため、技術分野の社会的重要性、特許審査順番待ち件数、今後の出願・審査請求動向の見通し、先行技術調査の外注状況等を踏まえて、審査官を必要な分野に重点的に配置した。

③専門補助職員の活用

技術的専門性を備えた人材を専門補助職員として所要の人員を確保し、技術説明や先行技術文献調査、特許情報検索のデータベース整備等、審査官の補助として活用した。

④ニーズに応じた柔軟な審査の充実

特に緊急に権利化することを必要とする実施関連出願や外国関連出願、中小企業による出願等について、出願人からの早期審査の要請に応じ、一次審査結果を原則9ヶ月以内に発送した。また、近年急増している国際特許出願に必要な国際調査報告の作成について、引き続き、ほぼ全件条約で定められた所定期限内に行った。

(2) 審査効率の向上

①特許審査の迅速化・効率化のための支援を強化

審査に係るシステムの稼働時間の延長、審査官の周辺業務の合理化による審査時間の効率的な活用など、特許審査の迅速化・効率化のための支援を強化した。

②先行技術文献調査の外注の拡大及び審査効率の高い外注手法への移行

先行技術文献調査の外注について、登録調査機関の受容能力に応じ、1万件の拡大(19 万7千件)を図るとともに、そのうち審査効率の高い対話型外注について、9千件の拡大(15 万7千件)を図った。

③登録調査機関制度の円滑な運用

登録調査機関への更なる参入を図るため、民間の調査機関等が登録調査機関となるために必要な手続の周知や説明会を実施するとともに、情報・研修館における登録調査機関の調査業務実施者育成研修(登録調査機関調査業務実施者になるための法定研修)の研修体制の整備を図り、18 年度中に1機関が参入した。

さらに、19 年度の先行技術調査の外注予定件数を早期に公表することにより、各登録調査機関の受容能力の拡大を促進した。

(3) 出願・審査請求に関する取組

①産業界との官民一体となった取組

出願上位企業を中心に、延べ 250 社以上の企業経営者、実務者等との間で意見交換を行うことにより、個々の業種・業態の状況に応じ、戦略的かつ質の高い知的財産の取得・管理の必要性を説明し、出願・審査請求の厳選について協力要請を行った。特に、出願内容が世界的に公開されることを踏まえて、海外にも出願する割合を全産業平均で3割以上にまで拡大すること、特許査定となる率を欧米並(55~60%)に引き上げるため、自社内外の能力を活用し十分な先行技術調査を行うことによって、特許とならない審査請求の比率を2割削減すること、特許の可否の見込みについて弁理士の助言を聴取することなどを促した。

また、知的財産戦略を事業戦略及び研究開発戦略とともに三位一体で推進するための社内体制を整備するとともに、知的財産活動の意志決定に経営の観点から企画立案し、実行していくため、知的財産戦略に一元的に責任を有する者(CIPO)の設置、企業の出願・請求構造の改革のための具体的取組の目標設定、行動計画の策定、知的財産報告書、知的資産経営報告書等を活用した戦略的な開示を通じて、企業が知的財産重視の経営戦略を推進するよう促した。

こうした取組を促進するにあたり、18 年7月、知的財産権の戦略的な取得・活用の在り方等に関し、経済産業大臣と産業界等の有識者による意見交換の場として「特許戦略懇談会」を開催した。

②日本弁理士会に対する協力要請

日本弁理士会に対して、弁理士が出願人に対して先行技術調査手法を指導すること、出願書類における先行技術情報の開示を徹底すること、出願人の出願・審査請求構造の改革に必要な専門的助言を行うこと、出願後においても権利化の必要性を踏まえた見直しについて適切な助言を行うこと、出願人が弁理士を選択する際の有益な情報を充実・公表することなどについて、協力を要請した。

また、明細書等の出願書類を作成するに当たり、技術的に簡単、明確な文言を用いて明確かつ簡潔に記載することについて、協力を要請した。

③主要企業・代理人の出願審査請求関連情報の提供

企業の業種・業態に応じた独自の知財管理への取組の充実に資するべく、特許行政年次報告書や特許庁ホームページにおいて、企業の国内外への出願状況、特許取得状況を提供した。また、出願人の利便性向上のため、弁理士の出願関連活動状況について情報提供を行った。

④出願人に対する働きかけ

出願書類における先行技術文献情報の開示(特許法第36条による義務)を徹底するよう促すとともに、自社の先行技術による拒絶など、事前の発明の評価が不十分と思われるケースについてデータの収集・分析を行い、出願人にフィードバックした。

外国への出願に当たり必要となる特許出願明細書で誤訳の発生を防止するため、説明会、解説書等を通じて、誤訳を避けるための明細書の用語や文書の平易化・明瞭化を徹底した。

⑤実用新案制度の利用促進

改正実用新案制度に関し、全国16箇所で行われた実務者向け知的財産権制度説明会等を活用し、制度の利用促進に努めた。

また、企業との意見交換の場等において、出願・審査請求の厳選等とともに改正実用新案制度の利用を促した。

⑥出願取下・放棄制度(審査請求料金一部返還制度)の利用促進

出願取下・放棄による審査請求料金一部返還制度について、全国16箇所で行われた実務者向けの知的財産権制度説明会等で説明するほか、取下・放棄を行うに際しては特許審査着手見通し時期照会の活用を促した。これにより、審査請求済案件について、事業化の見込みやコストの削減の観点を踏まえて権利取得の必要性を慎重に吟味し、審査請求料金一部返還制度を活用し不要な出願の取り下げを促した。

また、18年8月から1年間の期限付きで、本制度における返還額を全額にする、政令改正を行うとともに、企業との意見交換、上記実務者向け説明会、更には制度説明パンフレットの配布(7万5千部)を通じて、本制度の利用促進に努めた。さらに、審査着手時期見通し情報の更

新を、2005 年度の年2回から4回に増やした。

⑦出願人・代理人の貢献に対する表彰制度

発明の日(4月 18 日)における知財功労賞の表彰の一環として、産業財産権制度の発展に貢献のあった企業や弁理士を顕彰した。

⑧特定登録調査機関の参入促進に向けた広報の実施

特定登録調査機関制度について民間の調査機関等の参入を図るため、特許庁ホームページや説明会等にて、登録調査機関制度とともに特定登録調査機関制度の重要性及び関係の手続き等について、更なる周知に努めた。

(4) 特許審査迅速化に必要な基盤整備

①審査官に対する研修体制の強化

情報・研修館における研修が確実かつ効果的に行われるよう、研修基本計画の必要な見直しを行い、研修実施計画を策定した。特に、昨年度に引き続き、指導対象者(審査官補)が大幅に増加したことから、情報・研修館では審査官育成研修の効率向上を図るため、合理化・弾力化した研修カリキュラムを策定し実施した。

②先行技術調査人材等の育成

登録調査機関において、精度の高い先行技術調査が行われるよう、調査業務実施者として必要な基礎的能力の習得支援を目的とした調査業務実施者育成研修を情報・研修館において行った(18 年度受講者数:297 名)。

③特許情報等の対外提供サービス機能の強化

出願人等が先行技術情報を迅速に検索できるよう、情報・研修館の特許電子図書館(IPDL)において、検索項目の追加によるテキスト検索の際の入力機能の向上、分割出願に関する情報を提供する機能の充実、及び審査経過情報へのアクセスの容易化等を実施した。

また、審査官が有する先行技術調査ノウハウ(「特許検索ガイドブック」)について、17 分野を公表(17 年度 13 分野)するとともに、情報・研修館において、審査官が行う高度な先行技術調査ノウハウを提供する検索エキスパート研修を実施した。

さらに、情報・研修館における審査官と同等のサーチ端末を用いた産業財産権の検索・閲覧サービスを開始した。

④出願人に対する適切かつ円滑な特許出願の促進

適切かつ円滑な特許出願を促進するため、引き続き電子出願の利用を支援する出願アドバイザーの全国展開を図るとともに、知的財産権制度説明会を初心者向けとして全国 47 都道府県で 50 回、実務者向けとして全国 16 都市で 68 回開催した。

(5) 国際的な審査協力の推進

①日米欧の三極特許庁間の審査協力

三極特許庁間におけるサーチ・審査結果の相互利用に向けた三極プロジェクト等の協力を進めるとともに、制度・運用の調和に精力的に取り組んだ。

②特許審査ハイウェイの推進

海外においても簡易、迅速に権利取得ができるよう、米国との間で18年7月から特許審査ハイウェイの試行を開始した。また、韓国との間で、19年4月から日韓特許審査ハイウェイを開始し、英国との間では、19年7月から日英特許審査ハイウェイの試行を開始することに合意した。さらに、欧州特許庁、独、豪、加に対しても、特許審査ハイウェイ構想についての検討を働きかけた。